

感染症の予防及びまん延防止のための指針

株式会社 松の花

1. 感染症の予防・まん延防止の基本的な考え方

介護福祉事業は、利用者の健康と安全を守るため、利用者の安全管理の観点から感染対策は、きわめて重要であり、入居者の安全確保は施設の責務である事から、感染を未然に防止し、感染症が発生した場合、拡大しないよう可及的速やかに対応する体制を構築することが必要である。

この指針は、感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応等施設における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い支援の提供を図る事を目的とする。

2. 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本方針

1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の体制

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のために、担当者を決め、委員会を設置するなど施設全体で取り組みます

2) 平常時の対応

①事業所内の衛生管理

当施設では、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、施設内の衛生保持に努めます。また、日頃から整理整頓を心掛け、換気、清掃、消毒を定期的を実施し、衛生管理、清潔の保持に努めます

②介護ケアと感染症対策

介護場面では、職員の手洗い、消毒を徹底しマスクを着用します。また、血液・体液・排泄物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処します。入居者の異常の兆候を出来るだけ早く発見するために、入居者の健康状態を常に注意深く観察することに留意します

③外来者への衛生管理の周知徹底を図りまん延防止を図ります

3) 発生時の対応

万一、感染症及び食中毒が発生した場合は、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処手順」「新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画（BCP）」等に従い、感染の拡大を防ぐため下記の対応を図ります

①発生状況の把握

②まん延防止のための措置

③有症者への対応

④関係機関との連携・連絡・報告

3. 感染症・食中毒まん延防止に関する体制

1) 感染対策委員会の設置

(1) 設置目的

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討することを目的に設置します。

感染対策委員会は、以下のような役割を担う。

- ①事業所内の課題を集約し、感染対策の方針・計画を定め実践を推進する。
- ②決定事項や具体的対策を施設全体に周知するための窓口となる。
- ③事業所における問題を把握し、問題意識を共有・解決する場となる。
- ④感染症が発生した場合、指揮の役割を担う。

(2) 感染対策委員会の構成

- ・施設長または事業所管理者（委員長を務める）
- ・介護職
- ・その他施設長が必要と認める者

(3) 感染対策委員会の開催

委員会は定期的に3ヵ月に1回以上開催します。ただし、必要に応じて随時開催します。

(4) 委員会の役割

- ①感染症予防対策及び発生時の対応の立案
- ②各指針・各マニュアル等の作成
- ③発生時における施設内連絡体制及び行政機関等への連絡体制の整備
- ④入居者・職員の健康状態の把握と対応策
- ⑤新規利用者の感染症の既往の把握と対応
- ⑥各担当での感染対策実施状況の把握と評価
- ⑦感染防止のための職員研修・訓練の企画（各1回/年）及び新規採用者の教育

2) 職員の健康管理

- (1) 夜勤を行う職員は年2回、他職員は年1回の健康診断と実施します。
- (2) インフルエンザの予防接種等について、接種の意義、有効性、副作用の可能性を職員へ十分説明の上、同意を得て予防接種を行います。
- (3) 職員が感染症を罹患している場合は、感染経路の遮断のため完治まで適切な処置を講じます

4.職員に対する教育・研修

介護に携わるすべての従業員に対して、感染症対策の基礎知識の徹底を図るとともに指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を図り職員教育を行います。

- ①研修会を年1回開催します
- ②新規採用者に感染対策の教育・研修を行います
- ③感染症の予防及びまん延防止のための訓練（シミュレーション）を年1回行います。

5.感染症・食中毒まん延防止に関する指針の閲覧について

この指針は、閲覧することができます。

事業所：サービス付き高齢者向け住宅愛・家族

ヘルパーステーション愛・家族

〈付則〉

本指針は、2024年 3月 1日から適用する。